

長岡市公告第56号

下水道排水設備指定工事店の指定一時停止について（公告）

長岡市下水道排水設備指定工事店規則（平成9年長岡市規則第23号）第10条第2項の規定に基づき下水道排水設備指定工事店の指定一時停止を行うため、同規則第14条の規定により公告します。

令和7年3月17日

長岡市長 磯田 達伸

1 指定工事店の指定一時停止

指定番号	第344号
指定工事店	有限会社 プロップ

2 指定の一時停止期間

令和7年3月19日から同年5月18日まで（2か月間）